

指定共同生活援助事業所に対する行政処分について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

記**1 対象となる事業者**

- ・法人の名称 一般社団法人 olu olu（代表理事 越戸利江子）
- ・事業所の名称 グループホームオルオル（所在地 牛久市岡見町 2733 番地 194）
- ・サービスの種類 共同生活援助
- ・利用定員数 10 人

2 行政処分の内容**事業所の指定取消し**

（処分日：令和 7 年 7 月 18 日、指定取消年月日（処分効力発生日）：令和 7 年 11 月 1 日）

3 行政処分の理由**（1）市に対する訓練等給付費の請求に関する不正（法第 50 条第 1 項第 6 号該当）**

利用者らが外泊して上記事業所に不在であった日（以下「外泊日」）について、当該利用者が外泊せずにサービスの提供を受けたと偽り、令和 4 年 5 月から令和 6 年 8 月までの期間において、牛久市に対し 1,838,523 円、つくば市に対し 1,212,164 円、合計 3,050,687 円の訓練等給付費を不正に請求し、これを受領した。

（2）法第 48 条第 1 項に基づく監査における虚偽の報告（法第 50 条第 1 項第 7 号該当）

令和 6 年 9 月 24 日に実施された法第 48 条第 1 項に基づく県、牛久市及びつくば市の監査において、外泊した利用者の人数、氏名、外泊先及び外泊日について虚偽の内容を記載した令和 4 年 5 月分から令和 6 年 8 月分までの期間に係る事業日誌を提出した。

（3）不正又は著しく不当な行為（法第 50 条第 1 項第 11 号該当）

県に対し、法第 11 条第 2 項に基づく運営指導に際して提出を求められた運営指導事前提出資料として、令和 5 年 4 月から令和 6 年 5 月までの期間において、利用者が外泊せずにサービスの提供を受けたとする虚偽の内容を記載した資料を令和 6 年 6 月 20 日に提出した。

（4）利用者への身体的虐待（法第 50 条第 1 項第 3 号該当）

令和 6 年 4 月から同年 7 月上旬までの間、従業員 A は、上記事業所内において、利用者 B に対し、日常的に（1 週間に 2 回程度の頻度）、首を絞める、頭や腹を殴るといった身体的暴力を行っていた。その中で、同年 7 月 4 日、A は、上記事業所内において、B の首を絞める身体的暴力を行った。

4 指定取消しに伴う利用者の処遇について

医療的ケア等が必要な重症心身障害者を中心に受け入れていることから、現利用者の処遇決定に最大限配慮するため、処分の効力発生まで所要の猶予期間（3 か月半程度）を設ける。

5 参考

不正請求を理由とした指定取消しは、障害者自立支援法（平成 18 年～）以降では 3 件目